

東日本大震災を踏まえた習志野市の取り組み

1. 庁内体制の強化

(1) 災害時の情報収集・伝達体制の強化

東日本大震災では、被災情報の収集や市民への情報伝達が大きな課題となりました。

災害時には電話が輻輳し、電話での被害状況の把握ができない可能性が高いため、16小学校の校舎内のあらかじめ定めた場所に、市職員4名ずつを派遣し、情報の拠点として活動する「地区対策支部」を設置する体制としました。

※大久保小学校1F PTA会議室 藤崎小学校1F 職員室

【地区対策支部の役割】

地区の被災情報の収集をし、災害対策本部へ報告すること。
災害対策本部から得た情報を地区へと伝達すること。



また、台風発生時や警報発表時における市内の被害状況や対応状況等をホームページで公表するとともに、総合防災訓練の実施結果や地域防災計画の修正状況等、防災情報の掲載を増やし、防災情報を積極的に発信しています。このような取り組みを平常時から習慣づけておくことにより、災害時にも迅速に情報発信ができるものと考えています。

(2) 避難所の運営体制の強化

災害によって住む場所を失った方が、応急仮設住宅が建設されるまでの一定の期間生活する場所が避難所であり、その運営は基本的に避難者自身による自主運営です。

ただし、市職員や学校と連携して対応する必要があるため、災害時に市職員3名ずつが避難所の開設や運営の支援にあたることとしました。

【災害時における情報連絡のイメージ図】



（3）職員向け研修等の実施

地区対策支部職員・避難所配備職員の災害対応力を高めるため、下記の取り組みを実施しました。

①職員向け説明会 5月10日

災害時の対応で重要な役割を担う地区対策支部職員と避難所配備職員に対して、災害時の対応や心構えを理解させることを目的として実施しました。

②職員向け防災演習 5月29日

説明会の内容を踏まえ、災害発生から数時間の行動について各職員に理解させるため、防災演習を実施しました。

演習は、状況の付与⇒グループで行動を検討⇒発表⇒動きの確認 という流れで実施しました。



③習志野市総合防災訓練 9月1日

耐震改修工事で使用できない一部の学校を除き、全ての小中学校で避難所を開設し、全ての小学校で地区対策支部を設置する訓練を実施しました。（後述）

2. 地域との連携

東日本大震災では、市と地域の間で共通の認識が図れていなかったことで、避難所での対応や駅周辺での帰宅困難者対応に混乱が生じました。

そこで、地域との共通認識・連携を図るため、以下の取り組みを実施してきました。

(1) 地区別防災ワークショップの実施

期 間：平成 25 年 1 月 19 日～2 月 9 日

会 場：市内 16 小学校（各 1 回）

参加者：地元自主防災組織・連合町会長・地元町会・学校関係者・市議会議員・民生委員児童委員など

内 容：

- ①地区の災害特性を地図上に表した「地区別防災カルテ」と、災害時の地区における災害対応の基本的な動きを示した「地区別活動マニュアル」について地区住民の意見をもらうこと。
- ② 16 小学校区を中心として実施していく新たな防災体制（地区対策支部や避難所の体制）について理解を深めてもらい、認識の統一を図ること。



地区別防災ワークショップ 大久保小

(2) 津田沼駅周辺帰宅困難者等対策協議会の開催

東日本大震災では、津田沼駅周辺で約 2000 人の帰宅困難者が発生し、多くの混乱が生じたことを踏まえ、平成 24 年 7 月 12 日に「津田沼駅周辺帰宅困難者等対策協議会」を設立し、3 つを主なテーマ（①情報連絡体制の確立、②帰宅困難者等の安全確保、③帰宅困難者発生の抑制）として検討を実施しました。

計 5 回の協議会と 1 回のワーキンググループ、1 回の図上訓練を実施しました。

| 会議開催 | 時 期 | 内 容 |
|------------------------|----------------------|--|
| 第 1 回 協議会 | 平成 24 年 7 月 12 日 | ①設立（26 機関） ②協議会の進め方 |
| 第 1 回 ワーキンググル ープ | 平成 24 年 8 月 10 日 | ①緊急時連絡先等の確認 ②情報連絡体制の 検討 |
| 第 2 回 協議会 | 平成 24 年 10 月 12 日 | ①新たな機関の参加（地域住民の代表者等 7 機関） 33 機関となる ②災害発生時の各機関の役割 の検討 |
| 第 3 回 協議会 | 平成 24 年 11 月 16 日 | ①災害発生時の各機関の役割の決定 ②平常時からの帰宅困難者抑制等の取組みの検 討 |
| 第 4 回 協議会 | 平成 25 年 2 月 13 日 | ①平常時の各機関の役割の決定 ②一時滞在施設の指定について |
| 第 5 回 協議会 | 平成 25 年 5 月 31 日 | 帰宅困難者支援マニュアルについて |
| 帰宅困難者 対応図上訓練 | 平成 25 年 7 月 26 日 | 時間経過ごとに付与された状況に対し、各機関ご との対応を検討し、それを発表するという形式の 図上訓練 |

【協議会の成果】

- ・各機関の平常時・発災時の役割について決定し、各機関で認識の共有化を図るため、帰宅困難者支援マニュアルを作成しました。
- ・一時滞在施設として千葉工業大学・文化ホール・ホテルメッツ津田沼と協定を締結しました。

3. 自助力・共助力強化の啓発

災害発生後数日間、公助の支援が機能するまでは、自助・共助の取り組みが重要となります。

大規模な地震が発生すると、市内の様々な場所で火災が発生し、また、家屋の下敷きになる要救助者が多数発生すると予想され、消防隊で対応できる火災件数は限られている上に、倒壊家屋などで道路が塞がれ、公助による救助・救出はすぐにはできません。したがって、地域の皆さんが初期消火や救出救護にあたる必要があります。

災害に強いまちにするためには、まず市民一人ひとりが、自助意識を高める必要があります。

その一方で市は、出前講座などの機会を利用して自助・共助の重要性について啓発するとともに、広報紙やホームページ上で、自分たちでできる対策や心構えについて積極的に情報発信をしていきます。

- (参考) H 2 2 年度 出前講座等開催回数 9 回
 H 2 3 年度 出前講座等開催回数 3 3 回
 H 2 4 年度 出前講座等開催回数 2 7 回（地区別防災ワークショップ除く）
 行政問題学習会（2 月 2 日）
 危機管理監による講演 4 回